



JAL不当解雇撤回ニュース

No 094号 2011.12.20
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>



大田区で決起集会

参加者 215名 蒲田駅周辺をデモ



すべての労働者の雇用と権利を守れ！と、12月13日、大田区で決起集会が開催されました。集会は、大田区労協、大田労連、南部全労協、航空連、南部法律事務所、新婦人大田支部、蒲田・雪谷・大田の民商等、区内の労組や民主団体で構成する実行委員会の主催。参加者は 215 人。共に闘う決意を確認しました。

労働者の雇用と権利を守るため連帯して闘おう

主催者あいさつに立った大田区労協の星野議長(左の写真)は、「大田区労協は羽田の地元の組織として日航の不当解雇撤回闘争の支援を呼び掛けてきた」また「京浜工業地帯の真ん中にあり、工場も多い」「非正規切りとの闘いや公務員の賃下げ等々、労働者の雇用と権利のために運動を進めていきたい」とあいさつしました。また、大田労連広瀬事務局次長、南部全労協藤村事務局長、南部法律事務所小林弁護士(トップの写真)、東京土建大田支部野村委員長、大田民商



副議長が閉会のあいさつを行いました。デモ行進では「労働者の雇用と権利を守ろう」と、アピールしました(左下の写真)。

の奥島会長の各氏より、共に闘う立場からあいさつがありました。

安全運航を守るため、必ず職場復帰する

決意表明には、エムズ、いすゞ、キャノンの争議団を代表してエムズワーカーズの代表が、また、契約制客室乗務員雇止め裁判、子会社つぶしと闘う日東整争議団、JAL 不当解雇撤回裁判の三争議を代表して、JAL 不当解雇撤回裁判の乗員原告団事務局長の清田さんが決意表明を行いました。清田さんは「今日航の職場は、利益優先の稲盛経営哲学で安全運航が脅かされています。必ず職場に戻り安全運航を守っていく」と闘いの決意を表明しました(右の写真)。

中島新婦人大田支部常任委員の提案でアピールを採択、中川航空連

12.13 大田区決起集会で採択されたアピール

私たちは本日、「すべての労働者の雇用と権利を守れ！大田区決起集会を開催しました。

日本航空の不当解雇

日本航空は、昨年 12 月 31 日にパイロット、客室乗務委員 165 名の整理解雇を強行しました。JAL 不当解雇撤回裁判原告団は、整理解雇は違法・不当であるとして東京地裁に提訴しました。

日本航空の整理解雇は、これまで多くの労働者の闘いによって、築き上げられてきた「整理解雇の 4 要件」①高度な必要性、②回避努力義務、③人選規準の合理性、④労使協議手続き、を根底から覆す無謀・非道なものであり、断じて許すことができません。

裁判は、年内結審となります。勝利判決を勝ち取り、原告全員の職場復帰を勝ち取る闘いを強めます。

日本航空契約制客室乗務員の雇止め裁判

日本航空の契約制客室乗務員の雇止め 10 月 31 日東京地裁でパワハラは違法と認定しましたが、雇止めは有効とした不当な判決でした。1994 年に契約制客室乗務員制度が導入された当時、亀井運輸大臣は「よほどのことがない限り 3 年で正社員になる」と国会で答弁しましたが、国会答弁とも矛盾するものです。判決は非正規労働者の現状を解決する一助にもなりません。高裁で勝利判決を勝ち取るために奮闘します。

日航の子会社つぶし＝日東整争議

日本航空の関連会社である日東航空整備は、日本航空からの航空機の整備作業契約を解除されたことに伴い 2011 年 3 月末で事業終了を決定し、従業員全員を解雇しました。親会社の経営施策の失策を関連会社に押し付け、全員解雇した日本航空経営陣の責任は重大です。日本航空グループでの個御要確保を求めて立ちあがった泉さんと佐藤さんの雇用確保を勝ち取るために連帯の闘いを進めます。

建設、公務員の労働基本権

建設労働者は長い間、劣悪な労働条件の下で労働を強いられています。とりわけ、長く不況による仕事不足に加え、大手建設による低賃金、低単価押しつけがいつそう進行しています。賃金・労働条件の改善と合わせ、労働時間・建設現場の労働環境など、建設労働者の労働基本権を守らせるために闘

います。

また、政府は財政事情の悪化を理由に国家公務員賃金を 7.8%引き下げようとしています。労働基本権が制約されているもとで人事院勧告にもとづかない賃金の引き下げは憲法違反であり、断固反対します。

労働組合つぶしの全員解雇＝エムズ争議

JMIU エムズワーカーズ分会の争議は、城南島にある東京都環境整備公社エコプラントで働く労働者が、劣悪な場環境の改善・残業代の支給など労働条件の改善をめざして労働組合を結成したことを嫌悪した親会社が、業務委託契約を不履行にし、2009 年全員解雇したことからはじまりました。東京地裁では「解雇は無効、賃金と慰謝料を払え」との決定がされていますが、会社は不服として高裁に控訴し争議を長引かせています。

いすゞ、キャンノンの非正規切り

偽装請負、派遣、期間社員、派遣と、地位を転々とさせ、偽装請負を続けってきた末の雇止めに対し、正社員としての雇用を求めつて闘っている JMIU いすゞ自動車支部の裁判は年内判決の見通しとなり重要な局面となっています。

またキャンノン非正規労働組合は、偽装請負を告発したところ期間社員として直接雇用し、その後解雇されました。法律違反を指摘され、法律が悪いと当時の経団連御手洗会長は開き直っていました。

すべての労働者・国民が立ちあがろう

多くの労働者が、一生懸命に働いてもまともな暮らしができない低賃金に抑えられ、仲間同志が不当に競争させられ、職場で自由にものが言えない状況が蔓延しています。

私たちは、職場に憲法を！すべての労働者の雇用と権利を守れ！の要求を高々と掲げ奮闘することを決意し、すべての労働者・国民にともに立ちあがることを呼び掛けます。

以上

※アピールの見出しは編集部。1面トップの写真と星野大田区労協議長の写真は大田区職労の提供。写真下：オープニングで「あの空へ返ろう」を合唱するみなさん

